

片品村選挙管理委員会告示第3号

平成25年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数、並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1及び6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成25年3月2日

片品村選挙管理委員会
委員長 星野堅司

- 1 片品村議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の
50分の1の数 85人
- 2 片品村議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の
6分の1の数 704人
- 3 片品村議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の
3分の1の数 1,408人